

平成13年(行ウ)第150号行政文書不開示処分取消請求事件

原告 非特定営利法人情報公開市民センター

被告 外務大臣 川口 順子

上 申 書

2005年6月16日

東京地方裁判所民事第2部A2係 御中

原告訴訟代理人弁護士 高 橋 利 明

同 羽 倉 佐 知 子

同 土 橋 実

同 谷 合 周 三

被告の17年2月24日付け上申書による指摘について、以下のとおり上申する。

1 甲第39号証について

甲39に関する2004年6月30日証拠説明書の記載内容のうち、開示を受けた枚数「4枚」とあるのを「3枚」と訂正する(被告上申のとおり)。

2 甲第60号証について

甲60に関する2004年6月30日証拠説明書の記載内容のうち、開示を受けた枚数「4枚」とあるのを「6枚」と訂正する(被告上申のとおり)。

3 甲第70号証について

被告は、甲70には、4枚目の文書(「2頁不開示」と記載されている文書)の提出がないとするが、原告が開示を受けて保管している文書には、上記4枚目の文書はない。

しかし、行政文書開示を行った被告において、上記のとおり主張するのであれば、その主張を特に争うものではなく、4名目に「2頁不開示」と記載されている文書があることは認める（ただし、原告は同文書を保有していないので、証拠提出することは不可能である）。

4 甲第23号証及び第30号証について

被告は、甲23の20枚目の文書（「1頁不開示」と記載されている文書）は、甲30を構成する5枚目の文書であるとするが、原告が開示を受けて保管している文書は、原告提出のとおり整理されている。

しかし、行政文書開示を行った被告において、上記のとおり主張するのであれば、そのとおりに訂正するものとして扱われることに異議はない。

5 甲第32号証及び第33号証について

被告は、甲33の6枚目以降の計12枚の文書は、甲32を構成する文書であるとするが、原告が開示を受けて保管している文書は、原告提出のとおり整理されている。

しかし、行政文書開示を行った被告において、上記のとおり主張するのであれば、そのとおりに訂正するものとして扱われることに異議はない。

以上